

大空町起業化支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、計画的な起業・創業を図る事業者に対し経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、新たな企業と雇用の創出を支援し、地域経済及び産業の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる起業・創業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 開始しようとする事業が別表第1に掲げる業種に該当しないこと。
- (2) 町内に事業所を置くこと。
- (3) 町内で新規に事業を開始するものであること。
- (4) 起業・創業後、大空町商工会に加盟する者であること。
- (5) 大空町企業振興促進条例（平成20年大空町条例第33号）に基づく助成措置を受けていないものであること。
- (6) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する会社又は個人として事業を開始するものであり、個人にあっては第8条に掲げる完了報告までに大空町に住所を有していること。
ただし、本要綱の趣旨に沿う法人等として町長が認める場合はこの限りでない。
- (7) 町税等を滞納していないこと。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

(補助対象経費)

第3条 この告示において、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に係る経費で、別表第2に掲げるものから、起業に関し、国、北海道、その他公共団体からの補助金、交付金を除いた額とする。

(補助金の額)

第4条 この告示における補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数切捨て）とし、100万円を限度とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大空町起業化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の見積書等内容がわかるものの写し

(2) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適正と認めたときは、補助金の交付決定を行い、申請者に大空町補助金交付規則（平成18年大空町規則第38号。以下「規則」という。）第3条に規定する補助金等交付指令書により通知する。

(内容の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が前条の交付決定内容の変更等を行う場合、交付決定者は、あらかじめ規則第4条に規定する変更等承認申請書を町長へ届け出なければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合は内容を審査し交付決定者に通知するものとする。

(実績報告等)

第8条 交付決定者は、起業・創業した場合には、起業・創業日以降速やかに大空町起業化支援事業補助金完了報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 起業・創業に要した費用の領収書の写し

(2) 起業・創業したことが確認できる写真

(3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の起業・創業日は、次に定めるところによる。

(1) 法人として起業・創業した場合 履歴全部事項証明書に記載された設立年月日

(2) 個人として起業・創業した場合 管轄する税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書に記載された開業年月日

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定により書類を受理した場合は、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し、補助金の返還等)

第10条 補助金の交付を受けた補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する前に、次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付していた補助金の全額を返還しなければならない。

- (1) 起業した事業を通算6か月以上の休業又は廃業したとき。
 - (2) 第2条の条件を満たさないこととなったとき。
 - (3) 虚偽の申請、その他不正行為によって交付決定又補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項に規定する補助事業が個人の場合にあっては、次の各号のいずれかに該当し、やむを得ない事情があると認められるときは、返還の期間を延長し、又は返還金の全部若しくは一部を免除することができる。
- (1) 死亡したとき。
 - (2) 重度心身障害と認められるに至ったとき。
 - (3) その他町長が認めるとき。
- (その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までの起業・創業費に係る第5条の補助金の申請及び第6条の交付の決定に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。
- 3 この告示の失効前に補助金の交付を受けた事案について、第9条の規定に基づく補助金の返還の適用については、前項の規定にかかわらず、同項の規定する日後も、なおその効力を有する。

別表第1（第2条関係）

農業
林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
漁業
金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所
サービス業等のうち以下のもの
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業
易断所、観相業、相場案内業
競輪・競馬等の競争場、競技団
芸妓業、芸妓斡旋業
場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）
宗教
政治・経済・文化団体

別表第2（第3条関係）

経費区分	内訳
事業拠点経費	(1) 事業所等の設備工事、内装工事及び看板等構築物の改修費用、その他事業所の設置に要する経費（土地及び建物の取得及び造成に係るものと除く。） (2) 取得価格が1点につき10万円（消費税及び地方消費税を除く。）以上の什器・備品等設備及び機械器具の購入費用

宣伝広告経費	宣伝広告に要する経費（新聞広告、チラシ製作・配布その他 宣伝広告に必要とする経費）
法人登記経費	法人設立又は移転時の登記に要する経費

様式第1号（第5条関係）

大空町起業化支援事業補助金交付申請書

年　　月　　日

大空町長 様

住 所

団体名

代表者名

印

大空町起業化支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、大空町起業化支援事業補助金申請内容確認のために必要があるときは、町税等の納付状況、他の補助制度等の利用状況及び審査に必要な内容等について、関係課から提供を受けることに承諾します。

1 補助金申請額 円
※上限100万円（対象経費 円×1/2 千円未満切り捨て）

事業等計画書

起業・創業者 の概要	氏名 現在職	(氏名)	(現在職)
	住所・電話	〒 電話	
事業内容	予定業種	(日本産業分類による業種：)	
	商号等		
	起業・創業形態	個人 ・ 法人	法人の場合、名称及び資本金
	起業・創業予定場所		
	起業・創業予定日等	起業・創業予定日： (登記上の設立年月日又は開業届に記載する開業年月日) 実際の操業開始予定日：	
	提供する商品、サービス等の概要		

1 申請者の略歴等

(1) 申請者の生年月日、年齢及び略歴

生年月日 年 月 日生 (満 歳)

略歴

--	--	--	--

(2) 起業・創業にあたり受講した創業に関する講習会等

講習会等名称	受講時期及び内容	主催団体名

(3) 出資予定者の構成、金額等

(※法人を設立する予定の場合のみ記入してください。)

出資予定者氏名	出資額（単位：千円）	申請者との関係	役職名
計			

(4) 特許、資格等の有無（取得予定のものも記載してください。）

資格等の名称	取得年月日	特許等の名称	取得年月日

2 経営理念、方針

3 事業内容

(1) 主な提供製品・サービス

製品・サービス名	製品・サービスの特徴、価格、セールスポイント、ターゲットとなる顧客など	販売方法
A		
B		
C		
D		
E		

(2) 申請時点での準備状況

(3) 起業・創業に必要な許認可等

許認可等の名称	申請先	取得（予定）年月日

(4) 土地・建物の取得状況

土地 (用途、面積、取得方法、価格)	建物 (用途、面積、取得方法、価格)

(5) 土地の略図

(6) 建物見取り図

(7) 起業・創業までのスケジュール・行動計画（月単位で記載）

4 その他特記事項

(事業に関して、協調したい点や注意すべき点など)

5 起業・創業に係る収支予算書

収入

区分	金額	摘要（算出基礎等）
計		

支出

区分	金額	摘要（算出基礎等）
事業拠点費	設備工事等	
	構築物改修費	
	什器・備品費	
広告宣伝費		
法人登記費		
計		

